「伐採及び伐採後の造林の届出書」提出後の内容変更届出書（記入例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

中　標　津　町　長　　様

届出人　住　　所　　中標津町丸山2丁目22番地

氏　　名　　丸山　太郎　　　　　　　印

連絡先番号

伐採後の森林（土地）に係る権限を有する者

住　　所　　中標津町丸山2丁目22番地

氏　　名　　丸山　花子　　　　　　　印

さきに森林法第10条の8第1項の規定により「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出いたしましたが、内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

１　森林（土地）の所在場所

|  |
| --- |
| 標津郡中標津町　丸山2丁目22番地 |

当初届出していたものと同様に記入すること

２　当初の計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 伐採面積 | 〇〇　ha | | |
| 伐採方法 | 主　伐（皆　伐・択　伐）・　間　伐 | 伐採率 | 100％ |
| 伐採樹種 | カラマツ | | |
| 伐採齢 | 50 | | |
| 伐採の期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | |
| 伐採後の造林の計画 | 植栽無（※草地へ転用）  伐採後の用途が転用の場合、その用途も記入すること。  （太陽光、宅地など） | | |
| 適合・確認通知書年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | |

変更となる事柄を記載すること

３　変更後の計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 伐採面積 | ha | | |
| 伐採方法 | 主　伐（皆　伐・択　伐）・　間　伐 | 伐採率 | ％ |
| 伐採樹種 |  | | |
| 伐採齢 |  | | |
| 伐採の期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | |
| 伐採後の変更計画 |  | | |

|  |
| --- |
| * 変更理由   計画を変更することとなった理由を記入してください。  例：工期が当初より延びてしまいそうなため、伐採期間の変更を届け出る。など |

４　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

　１　伐採する（した）森林（土地）の所在する市町村ごとに提出すること。

　（※本書は北海道中標津町が作成した独自様式）

　２　伐採する（した）者が伐採後の森林（土地）に係る権原を有しない場合にあっては、

　　伐採する（した）者と当該権原を有する者が連名で提出すること。

　３　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

　４　森林（土地）の所在場所ごとに記載すること。

　５　面積は、少数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

　６　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、

　　とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

　７　伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採

　　率を記載すること。

　８　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いも

　　のの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」

　　のように記載すること。

　９　伐採の期間が１年を超える場合においては、２の伐採の計画を年次別に記載すること。

　10　造林面積は、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を

　　記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

　11　植栽による面積は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困

　　難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

　12　天然更新補助を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載する

　　こと。

　13　造林樹種及び樹種別の造林面積は、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに

　　複数の行に分けて記載すること。

　14　樹種別の植栽本数は、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

　15　５年後において適確な更新がなされない場合は、造林の方法を天然更新による場合

　　（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であ

　　って、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）にお

　　ける造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。

　16　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途は、伐採後５年以内

　　において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。